

普通徴収切替理由書について

(1) 普通徴収切替理由書の概要

平成29年度から東京都内の全62市区町村では、特別徴収の一斉実施を行っており、原則として特別徴収となります。ただし、普通徴収切替理由書に掲げる理由に該当し、普通徴収を希望する場合は、普通徴収切替理由書に必要事項を記入し提出してください。

■ ご注意ください！

普通徴収切替理由書の提出がない場合、特別徴収となりますので、対象者がいらっしゃる場合は必ず提出してください。

(2) 記載時の留意点

符号	留意点
普A	総従業員数が2人以下の場合は、青梅市内の従業員数ではなく全ての従業員数を記入してください。
普B	他の事業所で特別徴収の場合です。単に乙・丙欄の適用者である場合は該当しません。
普C	給与が少なく税額が引けない場合です。青梅市では給与収入が100万円以下（単身者の場合）の場合は住民税非課税となりますが、他に収入がある場合は課税になることがありますので、注意してください。
普D	給与の支払が不定期の場合です。給与が毎月払われない場合が該当し、単にパート・アルバイトである場合は該当しません。
普E	事業専従者の場合は、該当者の個人別明細書の摘要欄に専従者である旨を記入してください。
普F	退職者または退職予定者（給与支払報告書提出時点から5月末まで）の場合は、該当者の個人別明細書の中途就・退職欄に○をし、退職年月日を記入してください。

(3) その他

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する事業所におかれましては、普通徴収切替理由書の提出は不要です。

普通徴収切替理由書

市区町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び休職者	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。